

| | | | | |
|------------------|---|------|----------|------|
| | | | 整理番号 | 処一〇五 |
| 法令名 | 消防法 | | 所管課 | 予防課 |
| 処分の種類 | 統括防火管理者を定めるべきことを命ずる命令 | | | |
| 根拠条項 | 第8条の2第5項 | 処分権者 | 消防長、消防署長 | |
| 根拠条文 | <p>法第8条の2第5項 消防長又は消防署長は、第1項の防火対象物について統括防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により統括防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。</p> | | | |
| 処 分 基 準 | <p>法文のとおり、統括防火管理者が定められていないと認められるとき。</p> | | | |
| 行政手続法適用の有無 | 有 | | | |
| 意見陳述の機会の付与 | 不要（理由 行政手続法 第13条第2項第2号） | | | |
| 区 分 | | | | |
| 制 定 年 月 日 | 平成24年6月27日 | | | |
| 施 行 年 月 日 | 平成26年4月1日 | | | |